

令和 8 年度第 3 回
東京都私立学校審議会
会議録（第860回）

令和 8 年 6 月 17 日（水）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室 A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 ただいまから令和 8 年度第 3 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日は、委員20名のうち、15名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

これより、本日の議案の審議に入らせていただきますので、傍聴者は御退席をお願いいたします。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

(傍聴者退室)

○服部私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 5 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 7 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 8 年 6 月17日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、東京アミューズメントメディア専門学校の設置認可について（渋谷区）、ほか 4 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と、新たに諮問される案件 5 件の計 6 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日議題となっております議案第 4 号から第 6 号までの議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

なお、議案第 1 号から第 3 号までの議案につきましては、第一部会におきまして「部会調査実施のため継続審議」となりましたことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号、東京アミューズメントメディア専門学校の設置認可について。

議案第 2 号、東京ITアーツ専門学校の設置認可について。

議案第3号、東京メディカル歯科専門学校の設置認可についての3件につきましては、部会調査実施のため、継続審議が相当である旨、報告がありました。

第一部会の委員の皆様には、部会調査をお願いいたします。

議題第4号は、東京聖栄大学附属調理師専門学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、東京聖栄大学附属調理師専門学校について、御説明いたします。

東京聖栄大学附属調理師専門学校は、昭和52年2月22日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人東京聖栄大学で、理事長は田所忠弘氏、校長は阿左美章治氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和7年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおりです。

指導要録等については、要項9に記載のとおりです。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件でございます。

議案第5号は、東京インターナショナルスクールの収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、東京インターナショナルスクールの収容定員に係る学則変更について、御説明いたします。

東京インターナショナルスクールは、各種学校として、平成29年8月1日に設置認可を

受けた学校でございます。

同校は、港区内での校舎移転に伴い、ハイスクール２年次を設置するため、収容定員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項１及び要項２に記載のとおりです。

変更の時期は、令和８年８月１日を予定しております。

変更の理由は、新校舎への移転に伴い、ハイスクール２年次を設置するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人東京インターナショナルスクールで、理事長はニュウエル郁子氏、校長はダニエル・レイノルズ氏でございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項７に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項８に記載のとおりです。

まず、キンダーガーデンについては、定員を36名から44名といたします。これにより、総定員は36名から44名となります。

次に、プライマリースクールにつきましては、定員を各学年36名から44名の定員とし、総定員は180名から220名となります。

ミドルスクールにつきましては、定員を１～３年次36名、４年次18名、５年次20名から各学年44名の定員とし、総定員は146名から220名となります。

ハイスクールにつきましては、修業年限を１年から２年に変更するとともに、各学年の定員を18名から44名とし、計88名の定員といたします。これにより、総定員は18名から88名となります。

これにより、全学科を合わせた学校の総定員は380名から572名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項９から要項11に記載のとおりであり、いずれも設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の設置認可年月日を記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第５号の説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤会長　ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長　それでは、議案第５号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、高等学校についての案件でございます。

議案第６号は、武蔵野音楽大学附属高等学校の設置認可についてでございます。

議案第６号につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第三部会の高橋委

員から調査結果につきまして、説明願います。

○高橋委員 それでは、議案第6号につきまして、御説明いたします。

本案件は、武蔵野音楽大学附属高等学校の設置認可についてでございます。

令和8年6月5日に、村井委員、東京都私学部の担当職員と私で、第三部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、設置者である学校法人武蔵野音楽学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認しました。

また、校舎、施設、設備などについては、高等学校教育を行うための基準を充足しております。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、令和9年3月まで埼玉県入間校舎にて授業を行っているため、令和9年4月から練馬校舎で問題なく学校運営が開始できるよう、埼玉県入間市から都内への備品等の移転を確実に行っていただきたいこと。

あわせて、埼玉県入間市に所在している運動場等のさらなる有効活用を御検討いただきたいこと。

2つ目は、生徒の確保を適切かつ着実にを行い、安定した学校経営を行っていただきたいこと。

また、教職員組織や設備等のさらなる充実により、生徒の学習環境の維持・向上に努めていただきたいこと。

3つ目は、大学キャンパスや運動場への移動及び登下校に当たっては、近隣に迷惑をかけないように、移動時の注意事項について、生徒に十分に指導し、近隣住民との良好な関係を保っていただくとともに、生徒の安全確保に十分に配慮していただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないかと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

お願いいたします。

○瀬戸私学行政課長 それでは、議案第6号の要項に基づき、御説明いたします。

これは、学校法人武蔵野音楽学園から申請がありました、武蔵野音楽大学附属高等学校の設置認可でございます。

最初に、概要について御説明いたします。

現在、武蔵野音楽大学附属高等学校は、埼玉県が認可をしております、埼玉県入間市の校舎において教育活動を行っております。

そのため、本申請は、現在、高等学校校舎がある埼玉県入間市から大学キャンパス近くの東京都練馬区に移転・新設するものであり、所轄庁が埼玉県から東京都へ変更となるも

のでございます。

本案件は、令和6年2月に設置計画の承認を受けておりまして、このたび、練馬区の高等学校校舎が完成したため、設置認可の審議をお願いするものです。

それでは、設置要項に基づきまして御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び音楽の専門教育を施すことを目的とする」でございます。

学校の名称は「武蔵野音楽大学附属高等学校」です。

学校の位置は、要項3に記載のとおりです。

開設の時期は、令和9年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項5に記載のとおりでございます。

設置者は学校法人武蔵野音楽学園で、理事長及び校長は福井直昭氏でございます。

収容定員は108名で、1学年36名、1学級となります。

課程・学科別修業年限は、要項9に記載のとおり、全日制課程音楽科を設置し、修業年限は3年となります。

校地、校舎等につきましては、要項10、要項11に記載のとおり、設置基準を充足しております。

教職員組織、校具及び教具等、予算概要につきましては、要項12から要項14に記載のとおりです。

付近の状況につきましては、要項15に記載のとおり、この地域は、武蔵野音楽大学をはじめ、複数の大学が立地している文教地区となっております。

また、校地は、武蔵野音楽大学まで徒歩3分に位置しまして、校舎の横には練馬区立小竹図書館が隣接し、校舎の正門前には練馬警察署小竹町交番が所在しており、教育環境に適した地域でございます。

備考欄には、学校法人の設立年月日及び本法人の設置する学校の設置認可日を記載してございますので、参考としていただければと思います。

以上で、議案第6号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長　ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長　それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を。

○加茂川委員 よろしいでしょうか。

○近藤会長 加茂川委員、どうぞ。

○加茂川委員 予定の議案は終了したということですね。

それでは、会長、ありがとうございます。

私は、第一部会に所属しておりますので、第一部会の関係する事項とは違うかもしれませんが、あえて今、各メディアをにぎわせております同志社国際高校のことをこの場でも話題にしたいと思ひまして、会長に発言機会をお願いいたしました。

それは、今回の事故は、皆様が十分御存じのように、一学校、または一私学、一学校法人の例外的な問題ではなくて、私立学校全体の評価、意義にも関わる悪影響を及ぼしかねない事案ではないかと危惧する多くの私学人の一人だと私も思っているからでございます。

今回は事務局に質問する形とさせていただきたいのですが、できれば、皆様方からも発言や質問をしていただければと思います。

恐らく、国会の場だけではなくて、既に都議会の関係委員会などで質疑があったことでしょうか、事務局もやり取りが済んでいると思いますが、私から2点質問させていただきたいと思います。

1点目は、今回の事故、事件は、私ども私学における教育の自由、教育の自主性とか主体性とかを守っていく、確保するという大事な要請と、一方で、関係法令、教育法令を遵守しなければならない、今回で言うと、教育基本法を遵守しなくてはいけない、学習指導要領を守らなければならないといった法令遵守との関係が浮き彫りになった事件ではないかと思っています。

報道にございますように、文科省は、今回の事件について、教育基本法14条2項違反、政治的中立性の要請違反を認定しました。

そして、これを踏まえて、同志社国際高校の所轄庁である京都府知事は、私学助成を減額する意向と報じられています。

また、これを機に、安全管理が大変ずさんでございましたから、危機管理マニュアルの保管の徹底を図ったと。これも報道にあったと思います。

しかし、私は、それだけで果たして十分なのかどうかと懸念している私学人は少なくないのではないかと思っているのです。一般から見たときに、これは例外なのか、氷山の一角なのかという議論、疑念が残っているのではないかと心配するからでございます。

そこで、質問の第1点目でございます。

都の私学部私学行政課として、今回の事件、事故を踏まえた対応はどうなるのでしょうか。

多分、既に取りられていると思いますので、取られていたとすればどのような対応であったのか、また、なお現在検討中のことがあるのであれば、その際、何が課題となるのかをぜひ御説明いただきたいと思います。それが第1点目でございます。

私の大変拙い、限られた知識でも、学校教育法第14条、授業の変更等の命令が私学には

適用除外されている。皆さん御存じのように、私立学校法 5 条がありますから、13 条が適用除外されているという厳然たる事実があります。

ですから、これを踏まえると、所轄庁としての知事部局、または私学行政課が抑制的なアプローチにならざるを得ない、慎重な対応を取らざるを得ないことも私は十分に理解しております。

また、これは近藤会長がお詳しい、御記憶にあると思いますが、たしか平成 19 年だったと思いますが、子供のいじめ・自殺事件が社会的に問題になったときに、文部科学大臣の例外的な関与を認める必要があるということが議論になって、地方教育行政法が一部改正になりました。

その際に、同じように、私学にも何か文部科学大臣の関与を認めるべきだという議論もありましたが、結局、私学側からのいろいろな働きかけがございまして、同法の改正について、私学は限定的な改正に終わっております。すなわち、私立学校法 5 条の精神は堅持されたという経過がございました。

したがいまして、話が少し長くなりましたが、教育委員会の管理下にある公立学校と、知事が所轄庁となっている私立学校とでは、法律の仕組みに大きな違いがあることも十分に理解しておるわけでございます。

ただし、所轄庁としては、法令違反を放置するのではなくて、当然、所轄庁としての権限が一般的にはありますし、何より学校教育法の第 13 条、学校閉鎖命令権は、私立学校であっても、所轄庁には残っているのです。

そのような法制度を前提とすると、慎重なアプローチはもちろん必要ですが、適切な調査や指導は可能ではないかと私は考えております。

それを前提に、第 2 の質問をさせていただきたいのです。

万一、これは仮の話なのですが、今回の同志社国際高校と同様の政治的中立性の確保について懸念のある教育、教育基本法違反の事例があるのだと事実を突きつけて、保護者から知事としての是正命令を求められたときに、一体どのように対応することになるのでしょうか、または、できるのでしょうか。

仮定の質問で、大変返答しづらいかと思うのですが、申し訳ありません。あえて質問させていただきました。

私も、私立学校の経営に関わっておりまして、私学人の一人だと自負しています。私学の自主性を守ることはとても大事だと思っています。

私立学校法 5 条の精神をちゃんと生かしていくためには、今回の事件を契機として、行政も、私学側も、あるべきことをちゃんと考える必要があるのではないかと想着、あえてこの場で発言、質問させていただきました。

ありがとうございます。

○近藤会長 今、御発言がありましたが、まず、東京都側から。

○瀬戸私学行政課長 御質問ありがとうございます。

第1点目の今回の事件を受けて、どのような取組をしたかというところでございますが、我々としても、子供の様々な学びの中で、安全確保を徹底することは大変重要なことだと考えております。

そうした中、今回のバス事故等を受けまして、5月に調査を行いました。

その中で、7割の学校が借り上げバスを、2割が船舶を、1割がレンタカーを利用しておりまして、全ての学校が安全確保に適切に取り組んでいただいていることが確認できたところでございます。

さらなる安全確保に向けまして、今般、私立学校用にチェックリストを作成し、提供させていただきました。

我々は、現地指導を夏に行っておりまして、その中で確認するほか、国の文部科学省の通知も踏まえまして、法令を遵守して、公正中立で適切な教育活動を行うべきことも周知させていただきました。

さらに、学校に都立学校で行った危機管理マニュアルの改訂なども参考に周知させていただきまして、危機管理マニュアルの改訂も促しまして、それぞれの学校が取組を強化する際の疑問などの相談も今受け付けているところでございます。

引き続き、私立学校への安全確保の徹底を働きかけさせていただきまして、取組をサポートしていきたいと思っていますところです。

2点目の御質問は、仮にということでお聞きいただきましたが、まず、都内の各私立学校においては、日頃から法令遵守や生徒さんの安全確保に関して、最大限御尽力されていると思っております。

今般、国の通知も踏まえまして、法令を遵守し、公正中立で適切な教育活動を行うべきとも周知させていただいたところです。

個々のケースを想定した御質問にはお答えしかねる部分があるのですが、一般論といたしまして、都内の私立学校に関する事柄は、都としても法令等に沿って、適切に対応していくというようなお答えになるかと思えます。

以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

○加茂川委員 ありがとうございます。

○近藤会長 もし御意見があれば、挙手を。

よろしいですか。

村井委員、お願いします。

○村井委員 私からも1点要望ということで、お伝えしたいと思います。

先ほどもありましたが、今回の事故は、生徒の安全管理、旅行そのものの中身・内容について、様々な問題が指摘されていると思います。

その中で、命に関わった事故、先ほどバスの話もありましたが、それも含めて、私学の自主性を尊重しつつ、所轄官庁である都が行政としてどのように関わっていくのかという

ことを、これを機に、しっかりと考えていただきたいと思います。

私からは以上です。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ挙手をお願いします。

よろしいですか。

こういう場面ですから、非常に重要なことだと思いますので、もし御意見があれば、おっしゃっていただきたいと思いますのですが、よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 では、最後に、私から意見も含めて。

今回の件は、まず残念だということ。

それから、例えば辺野古の部分ですが、学校における記者会見においても私は疑問を感じました。

さらに、相手方、船が転覆してしまったということで、それを管理している団体が記者会見を行いました、その内容にも疑問を抱きました。

我々教員といいますか、学校は、現場は生徒が主体です。

もちろん、いろいろな法律によって教育を行っているのですが、いずれにしても生徒の命が守れなかったことは事実ですから、この事実は、政治的中立性の確保について懸念のある教育を行っているか、いないかということと、安全を守ることの2点があると思うのです。

政治的中立性の部分は後から分かってきた。文科省も調べた結果、あのような結果になりました。我々が東京として考えたのは、実は東京は運営理事会があって、各12支部に分かれていて、5人ずつ理事が集まって、2週間に一回ほど会議をやっているのです。その中でも、受け止めた形のものがあります。

それから、この間、定時総会がありまして、行政も出てきていただきました。局長からも挨拶していただきましたが、定時総会に議長も来られました。

その席で、皆さんが思っていることもあって、放置できないと思って、私からの挨拶でもそれを取り上げて、申し上げました。

要するに、全体で言うと、ある意味では我々が起こした、私学人が起こしたことであるので、それを真摯に受け止めるとともに、人を守るためにどうかという視点で考えれば、答えはおのずと出てくると思いますので、そのような話もさせていただきました。残念であるということです。

それと、我々は私学人としてこれを守っていく。安全をどう保つか。このようなことも、全部改めて受け止めてやらなくてはいけないということも申し上げました。

東京都の状況を言うと、私は私学の会長もやっています。425校あります。

その立場で言うと、私学部とある意味指導をしなくてはいけない。いろいろな意味で連

携を持って、一緒になって現場に対応していかない限りは、それをやってもしょうがないし、できるだけ子供に視点を当てた考え方でやろうということで、私学部長さんたちともお話はさせていただきます。ですから、何がよくて、何が悪いという捉え方ではなくて、もっと子供を安全を守るためにはどうなのかということだろうと思います。

それから、変更命令権は、皆さん多分存じ上げていないと思うのですが、学校教育法の14条に変更命令権があるのです。

ですが、私学法5条で、それは私学には適用しない。

これは、私学にとって物すごく大事なことであって、だからこそ、ある程度自分たちの考え方も含めながら教育に生かしていけるということがあるので、地教行法改正のときも何度かこれが危うくなった場面があります。

これを守らないと、私立学校の存在そのものが、あまり社会的に意味がなくなってしまうので、私は、教育の面から見ても、どう考えても私立学校が頑張らないと、日本のためにならない。いい教育をしていくためにも必要だと思っています。

時折、問題が生じる私学はあります。これをどのように防いでいくかは考えなくてはいけないということで、私は今、私学審の会長というよりは、私学の全体をまとめている会長としての思いもあるかもしれませんが、これからもそのような形で行政と連携してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○加茂川委員 ありがとうございます。

○近藤会長 よろしいですか。

御意見はございませんか。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

次回開催は、7月23日、木曜日を予定しております。

また暑くなると思います。皆さん、御健康に注意しながら頑張ってくださいと思います。

ありがとうございました。

午後3時26分閉会